

令和4年度

湯梨浜町国民健康保険事業計画

令和4年3月

湯梨浜町健康推進課

目 次

はじめに	1
第1章 湯梨浜町国民健康保険事業運営（特別会計）の現状と課題	1
第1節 湯梨浜町国民健康保険事業運営の現状	1
第2節 湯梨浜町国民健康保険事業運営の課題	5
第2章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的取り組み	6
第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上	6
1. 資格管理による適正な賦課の取り組みについて	6
2. 国民健康保険税の収納率向上への取り組み	6
第2節 医療費適正化への取り組み	7
1. レセプト点検体制の強化	7
2. 交通事故等の第三者行為に係る求償事務	8
3. 重複・頻回受診者への指導	8
4. 被保険者資格管理の適正化	8
5. 医療費通知の送付及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用の促進	9
第3節 健康づくりへの取り組み	10
1. 保健事業の充実	10

はじめに

国民健康保険は、その制度発足以来、国民皆保険制度の中核となる医療保険制度として重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や経済環境の変化により、わが国の国民健康保険は、年齢構成・医療費水準が高い、所得水準が低く保険料(税)の負担が重い、財政運営が不安定になる小規模保険者が多いなどの問題を抱えています。

そこでこの問題を解決するため、国と地方でそのあり方の協議を重ね、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

この法律による平成30年度からの国民健康保険制度改革により、国の財政支援が拡充され、また県と町の両方が保険者となってそれぞれの役割を担い、県は国保運営の中心的な役割を担うことで安定的な財政運営や効率的な事業運営を推進し、町は引き続き資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業などの住民に身近な業務を行っています。

第1章 湯梨浜町国民健康保険事業運営の現状と課題

第1節 湯梨浜町国民健康保険事業運営の現状

(1) 被保険者

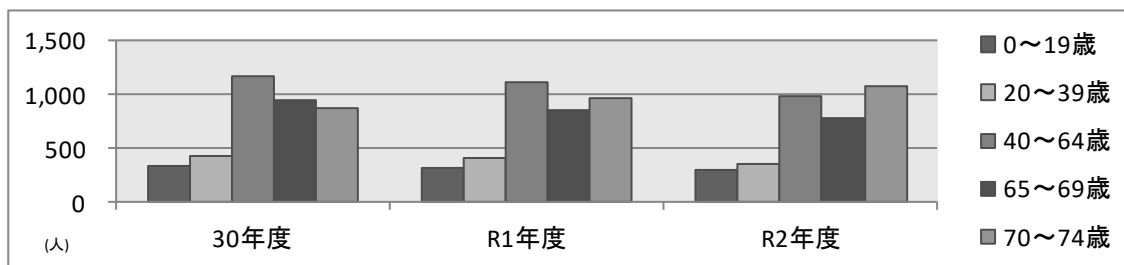
本町における国保被保険者は、令和3年9月末時点で2,172世帯、3,479人で、湯梨浜町の人口に対する加入者の割合は約21%となっています。平成20年度に新設された後期高齢者医療制度へ年齢75歳到達での移行による資格喪失が多く、年々被保険者は減少しています。

また、70～74歳の割合の増加が続いており、加入者の高齢化が加速しています(表1)。

表1: 年齢別被保険者数の推移

年 度	0～19歳	20～39歳	40～64歳	65～69歳	70～74歳	合 計	町人口
30年度	341	421	1,172	943	860	3,737	17,030
R1年度	322	399	1,110	843	955	3,629	16,976
R2年度	305	345	987	768	1,074	3,479	16,639

(国民健康保険実態調査より、各年度9月末現在の数値) (町民課資料)



(2) 保険給付

本町の医療費は、被保険者1人当たり医療費は、増加傾向が続いています。(表2)。

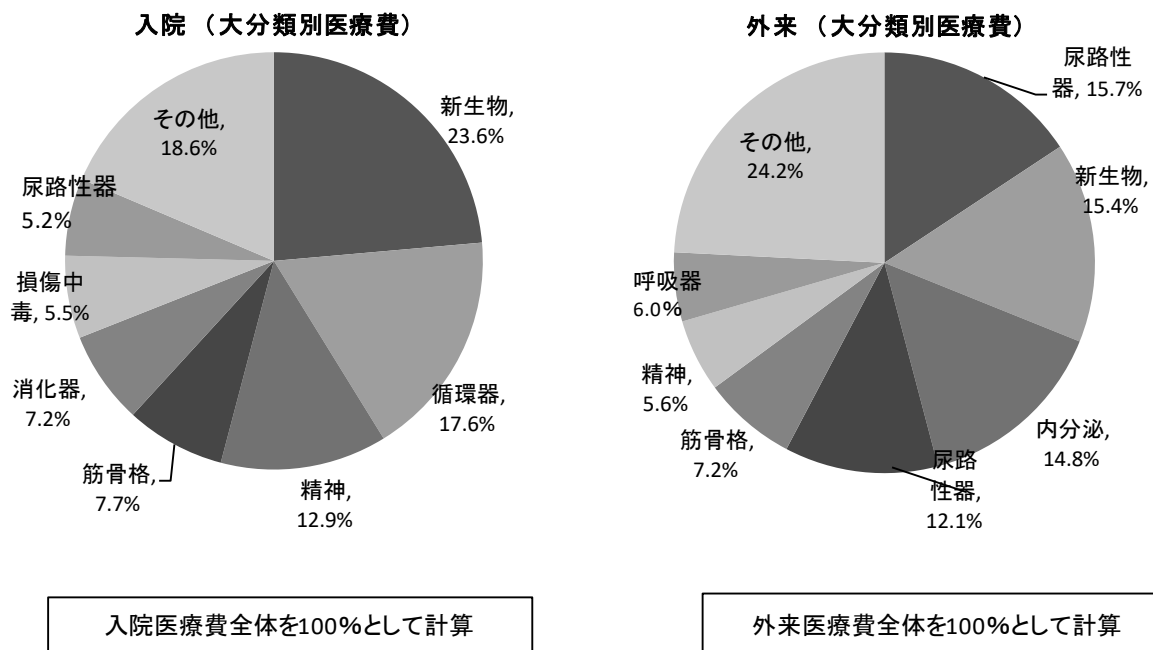
医療費の内訳として、がん(新生物)や生活習慣病(循環器・尿路性器(腎不全)・内分泌(糖尿病))が大部分を占めており、これらの疾病の重症化が1人当たり医療費の増加要因だと考えられます(図1)。

表2 : 医療費の動向

年 度	医療費 (千円)	伸び率 (%)	1人当たり医療費 (円)	伸び率 (%)	1件当たり日数 (日)	伸び率 (%)	1日当たり医療費 (円)	伸び率 (%)
29年度	1,478,578	-	380,586	-	1.20	-	19,750	-
30年度	1,474,974	△ 0.24	394,062	3.54	1.20	0.00	20,489	3.74
元年度	1,452,981	△ 1.49	400,933	1.74	1.19	△ 0.83	20,640	0.74
2年度	1,518,271	4.49	426,122	6.28	1.24	4.20	21,954	6.37

(国民健康保険事業状況報告書〈事業年報〉より・退職被保険者を含む)

図1 医療費の状況(令和2年度)



(3) 国保税

国保事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国保税を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、国保税を保険給付費等の推計に見合うよう検討していく必要がありました。平成27年度に収支のバランスを見直し協議した結果、平成28年度において国保税率の引き上げを行いました（表3～5）。

表3: 国民健康保険税率(医療分)の改定状況

年 度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	1人あたり調定額	県平均
平成28年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	54万円	62,012円	60,058円
平成29年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	54万円	63,362円	60,805円
平成30年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	58万円	65,762円	60,225円
令和元年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	58万円	65,432円	60,870円
令和2年度	7.40%	24.00%	24,000円	22,000円	58万円	64,953円	61,828円

表4: 国民健康保険税率(支援金分)の改定状況

年 度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	1人あたり調定額	県平均
平成28年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	19万円	17,823円	20,327円
平成29年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	19万円	18,218円	20,509円
平成30年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	19万円	18,832円	22,454円
令和元年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	19万円	18,702円	20,827円
令和2年度	2.00%	9.00%	7,000円	6,000円	19万円	18,529円	21,066円

表5: 国民健康保険税率(介護分)の改定状況

年 度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	1人あたり調定額	県平均
平成28年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	16万円	22,257円	23,226円
平成29年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	16万円	22,415円	23,470円
平成30年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	16万円	22,467円	24,468円
令和元年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	16万円	22,531円	22,962円
令和2年度	2.00%	8.00%	7,500円	6,000円	16万円	22,841円	23,559円

国保税収入の状況について、調定額と収納額は、被保険者の減少傾向や高齢化の進展、経済雇用状況の悪化等により変動しています。なお、収納率に関しては、収納率向上対策の取り組みにより高い収納率を維持しています（表6）。

また、滞納分においても、収納率向上の取り組みにより年々調定額が減少しています（表7）。

表6 国保税収納率の推移

(単位:円)

年度	区分	調定額	収納額	収納率		収納率(全体)
27年度	現年度	342,970,000	331,848,332	96.76%	△ 0.53	91.12%
	滞納分	35,680,331	13,182,163	36.95%	△ 1.00	
28年度	現年度	353,796,900	341,139,007	96.42%	△ 0.33	91.16%
	滞納分	31,663,629	10,260,353	32.40%	△ 4.54	
29年度	現年度	351,173,300	341,564,814	97.26%	0.84	92.33%
	滞納分	32,970,421	13,103,175	39.74%	7.34	
30年度	現年度	348,647,500	340,743,800	97.73%	0.47	94.46%
	滞納分	26,250,967	13,388,466	51.00%	11.26	
元年度	現年度	336,005,800	325,983,360	97.02%	△ 0.72	94.22%
	滞納分	16,962,704	6,578,349	38.78%	△ 12.22	
2年度	現年度	324,782,300	316,719,194	97.52%	0.50	94.39%
	滞納分	19,473,318	8,217,204	42.20%	3.42	

表7 滞納者等の状況

滞納世帯数の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国保加入世帯数①	2,307世帯	2,278世帯	2,216世帯	2,206世帯
滞納世帯数②	158世帯	117世帯	118世帯	184世帯
滞納世帯数割合(%)②/①	6.85%	5.14%	5.32%	8.34%

※国保加入世帯数は各年度末における世帯数

被保険者資格証明書等の発行状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被保険者資格証明書(件)	0件	0件	0件	0件
短期被保険者証(件)	79件	71件	69件	70件

不納欠損の処理状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不納欠損の処理件数	3件	12件	4件	6件
不納欠損の処理金額	440千円	2,609千円	3,415千円	266千円

(4) 財政

本町の国民健康保険事業は、平成23年度に財政調整基金を全額繰り入れるという危機的な財政状況になりました。その後も2度の国保税率の引き上げや一般会計からの法定外の繰入れ、県からの借り入れを行い、厳しい財政運営をしてきました。

平成29年度において、前年の国保税率の引き上げや医療費の支出が想定より少なくなったことまた国からの交付金が一時的に多額に交付されたことにより、剰余金が生じたため将来においての保険給付費の増加リスクや保険料収入不足を解消する目的で、年度末に財政調整基金の積立てを行いました。

令和2年度は、1千7百万円の基金取崩を行いました。今後も、被保険者数減少に伴う保険料収入の減少及び一人当たり医療費の増加に伴う納付金の増額により、厳しい財政運営が続くと見込まれます。(表8、表9)。

表8 国民健康保険事業特別会計 決算額推移

(単位:円、%)

歳入	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
国保税	354,667,989	16.38%	354,132,266	19.53%	332,561,709	19.19%	324,947,355	17.66%
補助金・交付金	1,573,242,649	72.68%	1,288,117,248	71.05%	1,254,587,712	72.39%	1,341,253,000	72.89%
繰入金	142,236,475	6.57%	144,740,730	7.98%	137,219,335	7.92%	142,992,019	7.77%
繰越金	85,144,380	3.93%	8,504,424	0.47%	2,572,378	0.15%	8,274,471	0.45%
基金取り崩し	0	0.00%	10,000,000	0.55%	0	0.00%	17,000,000	0.92%
その他収入	9,326,726	0.43%	7,495,491	0.41%	6,055,881	0.35%	5,571,535	0.30%
歳入決算額	2,164,618,219	100%	1,812,990,159	100%	1,732,997,015	100%	1,840,038,380	100%

(単位:円、%)

歳出	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険給付費	1,256,977,742	58.30%	1,266,170,407	69.94%	1,230,141,392	71.32%	1,319,753,832	71.83%
拠出金・納付金	723,350,179	33.55%	465,933,151	25.74%	444,217,078	25.76%	456,470,520	24.84%
その他支出	175,785,874	8.15%	78,314,223	4.33%	50,364,074	2.92%	61,226,034	3.33%
歳出決算額	2,156,113,795	100%	1,810,417,781	100%	1,724,722,544	100%	1,837,450,386	100%

(単位:円)

収支	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収支差引額	8,504,424	2,572,378	8,274,471	2,587,994

表9 基金の推移

(千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基金保有額	100,047	90,052	90,062	73,071

第2節 湯梨浜町国民健康保険事業運営の課題

平成30年度から国保の新制度が施行され、財政運営主体が県に移行し、県が保険給付費等の支払を町への交付金により担保するようになったため、当年度中に資金が足りなくなることはありませんでした。しかしながら、県が国などの補助金や保険給付費等の動向を勘案して年度当初に決定する国保事業費納付金（表10）を支払うために、町の国保税を検討する必要が生じました。

国保財政運営主体である県は、令和元年度以降、消費税増税の影響及び団塊の世代が70歳に到達することにより、医療費が大幅に増加する見込みを立てています。県が納付金を算出する際に、想定する標準税率と町が想定している国保税率との間に乖離が生じた場合、税率を上げるのか、または基金を活用するのか、今後も厳しい判断を伴った財政運営になることが予想されます。

表10 国保事業費納付金

(円)

年度	医療分	支援金分	介護分	合計
平成30年度	331,368,415	99,030,013	35,534,723	465,933,151
令和元年度	335,055,862	82,969,729	26,191,487	444,217,078
令和2年度	337,868,115	89,780,162	28,822,243	456,470,520

第2章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえながら、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図るものとします。

第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

1. 資格管理による適正な賦課の取り組みについて

国保税を適正に賦課していくためには、被保険者の資格の把握、所得の把握や早期の適用等を図る必要があります。

①被保険者の適用

未適用者の早期発見に努めるとともに、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等にかかる事項の取り扱いに留意しながら、国保税について遡及して適正に賦課します。

②退職被保険者の適用

法改正により平成27年4月から新たに適用される方は無くなりましたが、県国保連合会を通して送付される年金受給権者一覧を活用し、遡及適用者への適正な対応に努めます。

③適用適正化に関する所得状況の把握

所得状況については、引き続き所得申告書の提出を求めています。これまでの来庁時の聞き取りに加え、所得申告の必要性（申告書の提出がないと適正な賦課ができない旨）を町報などで周知していきます。

2. 国民健康保険税の収納率向上への取り組み

○目標値

被保険者数の減少傾向、高齢化の進展により課税所得が減少しているなか、収納率の向上は厳しい状況にあります。次に示すような取り組みの方向性に基づき、税の収納率が前年より向上するよう努めます。

○取り組みの方向性

ア) 滞納状況の分析

滞納状況の改善や今後の増加予測へ対応するため、当該滞納状況を所得金額別滞納世帯（人数）や所得滞納金額、さらに年齢別などの視点から分析と原因の究明を行い、効果的かつ効率的な徴収事務が推進できるよう収納率目標の達成にかかる問題点等を検証するなどして計画的に取り組めます。

イ) 納付相談の推進

滞納者に対する納付相談を推進します。納付相談実施通知（催告書）を送付し、来庁者に対して納付相談を実施します。

ウ) 分納者に対する対応

分納による納付者に対しては、納付相談等を通じて従来からの納付計画をできる限り見直すよう取り組みを進めます。なお、不履行者については、短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付や滞納処分に移行し、期限内納税者との負担の公平性を確保します。

エ) 口座振替の推進

収入確保の観点から口座振替への促進は重要です。引き続き、町報や防災無線による啓発や納付書送付時、窓口対応により推進していきます。

第2節 医療費適正化への取り組み

1. レセプト点検体制の強化

毎月医療機関より請求のあるレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数の点検を実施することにより、適正な診療報酬の支払を行います。

○目標値

点検により減額となった金額（財政効果額）が診療報酬明細請求額の1%を目標とします。

○取り組みの方向性

再審査による点検のため、これまで近隣の町と専任のレセプト点検員を共同雇用し配置していましたが、大量のレセプトをより効果的・効率的に点検するため、県国保連合会へ内容点検及び再審査の業務を委託します。

表11 レセプト点検調査効果額の推移(一般・退職)

(単位:千円)

（単位：千円）

項 目			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
レセプト枚数			64,090	62,614	60,489	59,153
診療報酬明細請求額			1,294,776	1,241,062	1,243,511	1,229,767
財 政 効 果 額	資格点検	レセプト枚数	211	168	191	129
		金額	△ 2,810	△ 4,432	△ 3,843	△ 1,915
	内容点検	レセプト枚数	128	108	100	91
		金額	△ 350	△ 307	△ 507	△ 1,044
	再審査	レセプト枚数	114	97	58	71
		金額	△ 217	△ 289	△ 185	△ 207
財政効果率（％）			0.26	0.41	0.36	0.26
前年度比較（％）			－	55	△ 10	△ 29

2. 交通事故等の第三者行為に係る求償事務

傷病の原因が、交通事故等の第三者行為によるものであれば、被保険者から被害届の提出によって求償事務を行うことができ、国保からの医療費の支出額を削減することができます。

第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と第三者行為による傷病届の提出に関する覚書を締結し、連携した対応を実施しています。

○目標値

レセプト点検や傷病理由の照会を毎月確実に実施し、第三者行為の発見に努めます。

○取り組みの方向性

レセプト点検調査による対象者の把握及び傷病理由の照会の実施、第三者行為に関する広報によって制度を周知し、届け出のない該当者の掘り起こしに努めます。

表12: 第三者行為求償事務の状況

区 分	把握件数及び金額		求償権を行使した件数及び金額		収納未済件数及び金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成29年度	3件	2,429千円	3件	2,429千円	0件	0千円
(うち、交通事故)	3件	2,429千円	3件	2,429千円	0件	0千円
平成30年度	4件	3,709千円	4件	3,709千円	1件	18千円
(うち、交通事故)	3件	3,691千円	3件	3,691千円	0件	0千円
令和元年度	3件	1,503千円	3件	1,503千円	0件	0千円
(うち、交通事故)	3件	1,503千円	3件	1,503千円	0件	0千円

3. 重複・頻回受診者への指導

同一傷病について、同一診療科目を複数の医療機関で同一月内に受診する「重複受診者」や同一月内に同一診療科目を多数回受診する「頻回受診者」へ文書、訪問により指導を行います。

○目標値

該当者に対し、生活習慣病予防のための生活習慣改善行動や適正な医療受診行動が図れるよう効果的な指導を実施します。

○取り組みの方向性

レセプト点検調査基準を作成し、重複・頻回受診者（適正化が見込まれる方）を抽出し、文書により指導を行います。指導後も継続してレセプトを確認し、同様の状態が数か月続くようであれば訪問指導を実施します。

4. 被保険者資格管理の適正化

(1) 国保資格喪失後受診について

社会保険等に参加した後も国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来、他医療保険者が支払うべき保険給付費を国保保険者である本町が支払うこととなるため、資格喪失後受診をできる限り減らすことで医療費適正化への取り組みとなります。

○目標値

長期（3ヶ月以上）の遡及適用を減らすものとし、その割合を届出の5%以下を目標とします。

○取り組みの方向性

窓口での届出の際に個別に案内することや、年金情報を元にした届出の勧奨など、従来の未適用者や重複適用防止などに留意した資格管理の適正化の取り組みや、広報活動の充実強化を図ります。

5. 医療費通知の送付及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用の促進

被保険者に対して個人ごとに毎月の受診状況を記載した医療費通知を送付することにより、受診者にコスト意識を持っていただき医療の適正使用に努めていただくものとします。また、新薬の特許期間満了後に厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品（ジェネリック医薬品）が、新薬と同様の効果を得られ価格を大幅に抑えることができ、医療費削減に効果があるということを被保険者に理解していただき、使用促進に向けての取り組みを行います。

○目標値

後発医薬品の使用割合が令和元年度の水準を超えることを目標とします。

○取り組みの方向性

被保険者に対する通知に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用を促進する内容を掲載し、ジェネリック医薬品希望シールを同封する。また後発医薬品差額通知を送付するとともに、通知後の成果について町報等で公表し、その取り組みの効果を認知してもらいます。

表13 医療費通知の状況

区 分	年間通知枚数
平成29年度	15,491枚
平成30年度	11,985枚
令和元年度	11,829枚

区 分	
通知の内容	受診者氏名及び被保険者番号
	受診年月
	医療機関等の名称
	区別(入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術)
	受診日数(入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術)
	医療費の総額
	医療費の個人負担額

※平成30年度より隔月発行から4半期発行に変更

表14 後発医薬品の使用割合(数量シェア)

区 分	使用割合
平成29年度	79.0%
平成30年度	82.9%
令和元年度	84.4%

第3節 健康づくりへの取り組み

1. 保健事業の充実

湯梨浜町国保の医療費では生活習慣病関連の疾患が全体の半分以上を占めている状況であり、生活習慣病の早期発見と予防による医療費の削減が急がれます。

「湯梨浜町特定健康診査等実施計画（第3期）」「湯梨浜町保健事業実施計画（第2期）【データヘルス計画】」に沿った保健事業を実施・評価をしながら被保険者の将来に渡る健康づくりに取り組んでいきます。

表15: 特定健診受診率

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度
湯梨浜町	29.9%	29.8%	31.2%	34.0%
県平均	31.5%	32.1%	33.4%	34.3%

表16: 特定保健指導実施率

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度
湯梨浜町	26.1%	28.7%	18.3%	42.1%
県平均	29.0%	32.0%	28.5%	29.9%

○目標値

「湯梨浜町特定健診等実施計画（第3期）」に掲げる特定健診受診率、特定保健指導実施率を目指し、保健事業及び連携事業により着実に成果を出せる取り組みをおこないます。

（令和3年度：特定健診受診率 50%、特定保健指導実施率 50%）

○取り組みの方向性

ア) 特定健診未受診者対策

・受診しやすい環境づくり

集団健診としてがん検診を含む8種目又は6種目の実施、休日健診の実施及び医療機関での個別健診など、被保険者のニーズに合わせて受診しやすい体制を整えます。

・健診に関する情報の周知

イベント・健康づくりカレンダー、町報、町ホームページ、防災無線、音声告知機等の様々な方法により、受診方法及び協力医療機関、集団健診日程を周知します。

・若年令の受診促進

年度末年齢41歳の特定健診個人負担金を無料とし、若年令層の受診促進を図ります。

・受診勧奨通知の発送

過去の受診状況を分析し、特定健診未受診の特性に合った内容の受診勧奨通知を年2回発送し、未受診者及び不定期受診者を継続受診につなげます。

・地域での啓発

各地区保健推進委員により受診券配布時に受診の声掛けをしてもらいます。

イ) 疾病の早期発見・重症化予防

・国保セットドックの実施

170名を定員として40～74歳の国保被保険者を対象に、短期人間ドック及び脳MRIをセットに

したセットドックを3医療機関で実施します。

- ・精密検査の受診勧奨

特定健診結果より基準値外の方へ精密検査の受診勧奨通知を送付し、早期に医療機関へつなげて重症化予防を図っていきます。

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

国及び県の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に沿って、特定健診で異常値のあった方に医療機関への受診勧奨をするとともに、医療機関と町の連携により専門職による保健指導を実施し重症化予防を図っていきます。

ウ) 生活習慣病の1次予防

- ・健診結果説明会の開催

集団健診後に結果説明会を開催し、特定保健指導対象者及び対象外者についても保健指導を実施します。

- ・活動量計の活用

特定保健指導において保健指導期間中（3 か月間）に活動量計を貸与し、生活改善の必要性を体験してもらいます。

- ・生活習慣病改善事業の実施

前年度及び今年度の特定保健指導終了者に対して、運動指導・食事指導・評価を一定期間実施し、生活改善の定着を図ります。

エ) 他事業との連携

- ・歯科疾病の予防

集団健診時の個別歯科相談、20, 30, 40, 50 歳のふしめ年齢の方へ受診券を送付し歯科健診を実施することで歯周病等の歯科疾病予防、重症化予防を図ります。

- ・健康相談の実施

集団健診時の栄養個別相談実施、毎月1回健康相談日を設定し、健康について相談しやすい体制整備をおこないます。

- ・健康意識の向上

地区要望による健康教室の開催及び健康診査の受診、健康講演会等の参加によりポイントがたまる「ポイントラリー」の実施、運動教室の開催、活動量計・体組成計を利用して自身の体の状態を管理できる「ゆりはまヘルシーくらぶ」の実施等により、健康意識の向上を図ります。

- ・各種運動教室への参加促進

つみたて貯筋運動、温泉ウォーキング教室等の運動教室の開催及び関係機関が実施する運動教室、ウォーキング大会のスケジュールが記載された「運動教室カレンダー」を作成し、継続した運動へのきっかけとして参加を促します。